二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市佐治町津無字西ノ段二四六の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定によりさいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十二年九月十四日
国土交通大臣　前原　誠司
一　市街地再開発事業の種類及び名称
さいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成二十七年度まで
三　施行地区
埼玉県さいたま市南区別所六丁目、七丁目及び沼影一丁目の各一部
四　施行者の名称
独立行政法人　都市再生機構
五　事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区別所七丁目15番30号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成二十年十二月九日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日
平成二十二年九月十四日

○国土交通省告示第千二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。
平成二十二年九月十四日
近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市垂水区平磯三丁目七三番一から同市垂水区平磯三丁目七五番一まで	前	一六・二〇～一六・四〇メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	一六・四〇～一九・〇〇メートル	〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十四日
近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	神戸市垂水区平磯三丁目七三番一から同市垂水区平磯三丁目七五番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十四日

○沖縄総合事務局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十四日
沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名護市字世冨慶前平原五四九番から同市字世冨慶前平原五五二番まで	前	四一・六九～四九・二八メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	三九・六四～四六・一八メートル	〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十四日
沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五百六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊見城市字名嘉地屋無垣原一三二番から同市字上田原二七六番一まで	前	二一・五〇～七六・五〇メートル	一・五二一キロメートル
	後	二一・五〇～一〇二・二九メートル	一・五二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十四日
沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県中頭郡西原町字小那覇千原六三九番二から同町字兼久勝連川三二〇番まで	前	一八・〇〇～六三・五五メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	一八・〇〇～六三・五五メートル	〇・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年九月十四日
沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字津波古浜之端原一〇四三番地内	前	九・六一～九・七四メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	一〇・四六～一〇・五三メートル	〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所